

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月6日（平成29年（行情）諮問第131号）

答申日：平成29年10月12日（平成29年度（行情）答申第258号）

事件名：「日米防衛協力のための指針」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2015-00155で特定された以降に『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。 *『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、以下の3文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書2 日米防衛協力関係（新たな「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン））（各国の説明）

文書3 日米「2+2」、ガイドライン見直し等

文書4 日米ガイドライン等（内話）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月15日付け情報公開第00822号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(2) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書が少なすぎると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、審査請求人が平成28年1月5日付けで行った開示請求「2015-00155で特定された以降に『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。 *『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、法11条に基づく特例延長を行い、相当の部分の開示として、相当の部分の決定として1文書（以下「先行開示文書」という。）を特定し、一部開示とする決定（平成28年3月7日付け情報公開第00495号）を行った後、最終決定として3文書を特定の上、一部開示とする決定（平成28年4月15日付け情報公開第00822号、以下「原処分」という。）を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部開示とされた、文書2ないし文書4の3件である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書2ないし文書4の不開示部分は、公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

イ 文書2及び文書4の不開示部分のうち、総番号（文書2の1, 3, 6, 8, 9枚目、文書3の1枚目及び文書4の1枚目の各々上から1箇所目の不開示部分）、発受信時刻（文書2の1, 3, 6, 8, 9枚目及び文書4の1枚目の各々上から2, 3箇所目並びに文書3の1枚目上から2箇所目の不開示部分）、パターンコード（文書2の1, 3, 6, 8, 9枚目及び文書4の1枚目の各々上から4箇所目並びに文書3の1枚目の「パターンコード」欄の不開示部分）及び文書3の背景に斜めに被覆を施した不開示部分については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の

安全が害されるおそれ，交渉上不利益を被るおそれ，及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，これらの不開示部分について法5条3号及び6号の不開示事由を追加する。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は，「原処分における特定の仕方では不十分である。」として，不開示処分の対象部分の更なる特定を求めている。

しかしながら，外務省は，不開示事由ごとに不開示部分を明確に特定しており，審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」として，原処分の一部取消しを求めている。

しかしながら，外務省は，上記3のとおり，対象文書の不開示情報該当性の有無の精査を行っており，審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は，「特定された文書が少なすぎると思われる。」として，文書を追加で特定することを求めている。

しかしながら，外務省は，審査請求人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討の上，特定しており，文書の特定に漏れはなく，審査請求人の主張は当たらない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき，外務省としては，原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 理由説明書（上記1(3)イ）で，文書2の総番号の不開示部分について，「文書2の1，3，6，8，9枚目」としたが，「文書2の1，3，6，7，8，10枚目」に修正する。

(2) 理由説明書（上記1(3)イ）で，文書2の発受信時刻の不開示部分について，「文書2の1，3，6，8，9枚目」としたが，「文書2の1，3，6，7，8，10枚目」に修正する。

(3) 理由説明書（上記1(3)イ）で，文書2及び文書4のパターンコードの不開示部分について，「文書2の1，3，6，8，9枚目及び文書4の1枚目の各々上から4箇所目」としたが，「文書2の1，3，6，7，8，10枚目及び文書4の各々電信件名の下側かつ電話番号の右側の不開示部分」に修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 27日 審議
- ④ 同年 7月 7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 8月 29日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年 10月 10日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書 2 ないし文書 4 の 3 文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び他の文書の特定を求めており、処分庁は、本件対象文書のうち、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする原処分を行い、諮問庁は、上記第 3 の 1 (3) イのとおり同条 6 号に係る不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「2015-00155 で特定された以降に『日米防衛協力のための指針』（2015 年 4 月 27 日）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七電磁的記録』があれば、それを希望。」の開示を求めるものであるが、当該開示請求文言にいう「2015-00155」とは、平成 27 年 5 月 1 日に受領した開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る受付番号であることから、別件開示請求時点（同日）から本件開示請求を受領した時点（平成 28 年 1 月 5 日）までに「日米防衛協力のための指針」に関して作成又は取得した文書を特定した。

イ 本件開示請求を受け、先行開示文書として、「各国報道ぶり」（文書 1）を一部開示した。その上で、先行開示文書に加え、「日米防衛協力のための指針」についての各国の政府関係者に対して説明を行った内容及びこれに対する各国政府の関係者の反応に関する文書である文書 2 ないし文書 4 を特定し、一部開示した。

ウ 本件審査請求を受け、改めて担当課の書庫、書架、パソコン等を探索したが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は見つからなかった。

(2) 諮問庁から先行開示文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明(1)のとおりであり、本件開示請求は「日米防衛協力のための指針」が公表された数日後から本件開示請求を受領した時点までの間に、同指針に関して行政文書ファイル等につ

づられた文書の開示を求めるものであり、同指針の公表前から公表直後までの間に作成・取得された同指針に関する文書を対象とする別件開示請求にて相当数の文書が既に特定されていることを踏まえれば、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書2ないし文書4（総番号、発受信時刻及びパターンコード）及び文書3の斜めに被覆を施した不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 関係国と協議した内容について

文書2ないし文書4の不開示部分（上記(1)の不開示部分を除く。）には、「日米防衛協力のための指針」についての各国政府関係者に対して説明を行った内容及びこれに対する各国政府の関係者の反応が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久